

## 東近江防火保安協会「防災協力事業所」登録制度

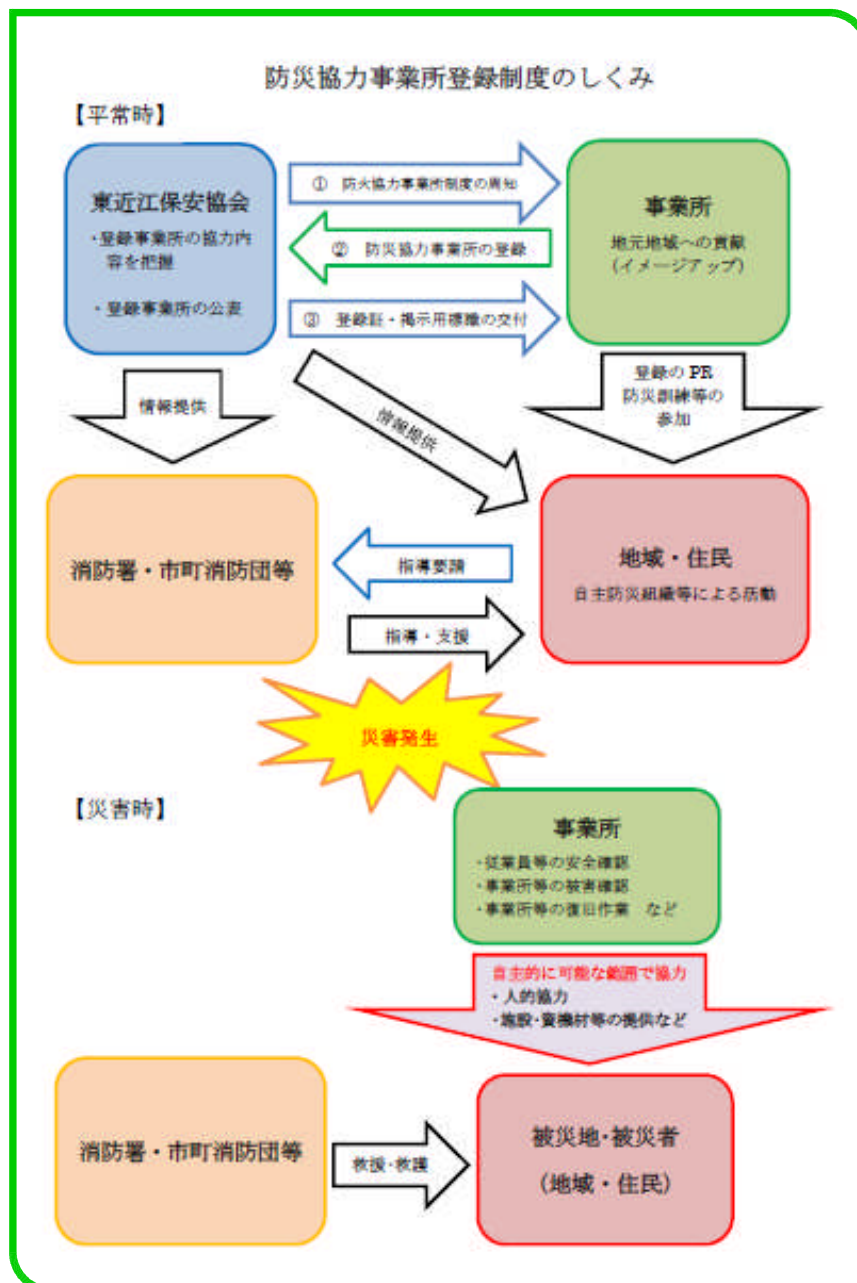
東近江防火保安協会では、平成24年7月1日から東近江防火保安協会「防災協力事業所」登録制度を開始し、随時登録を受け付けています。

本制度は、事業所が保有する施設、資機材、組織力を貴重な防災力と位置付け、事前に協力・支援いただく役務等を登録いただき、災害が発生した直後、出来る範囲内で防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の早期復旧のため、貢献していただく制度です。

### ◇災害の協力活動

災害とは、地震・風水害（台風・集中豪雨）・大規模な事故（列車事故など）を想定しています。また、支援いただく期間は、企業・事業所本来の業務に支障を来さない範囲での期間とします。

災害発生時には、企業・事業所自らの判断で、被災者や被災地に対し、可能な範囲で防災協力をお願いいたします。



## ◇災害時に協力（提供）いただく内容

### ①人的協力

初期消火活動、負傷者の救護活動、救助・救出活動、応急復旧作業活動

### ②施設・場所の提供

避難所（避難場所含む）となる施設の提供、場所の提供

### ③物資・資機材の提供

物資（食料品・飲料水・医薬品・日用品・衣料・寝具類）などの提供

資機材（建設重機・車両・仮設物）などの提供

### ④その他災害時における必要な協力

## ◇情報提供・公表

消防署・消防団・自主防災組織等に情報提供

会報「ひょうし木」等に掲載

事業所掲示用標識の提示



掲示用標識（様式第4号）

## ◇防災協力事業所のメリット

地域に貢献できる機会が得られ、地域の信頼を得ることができます。

社会貢献度の高い事業所としてイメージアップすることができます。

## ◇活動経費及び災害補償

協力・支援活動は、登録いただいた事業所による自主的なボランティア精神に基づいて行われるものです。そのため、活動にかかる経費及び災害補償については、登録事業所負担でお願いします。

## ◇登録の方法

災害時にボランティアとして協力することを承知のうえ、「防災協力事業所登録申請書（様式第1号）」を東近江防火保安協会事務局へ提出いただきます。内容確認後、「登録証（様式第3号）」と「掲示用標識（様式第4号）」を交付します。

登録後、事情により登録の抹消を希望する場合は、「防災協力事業所登録廃止届（様式第5号）」に必要事項を記入し、東近江防火保安協会事務局まで提出願います。

お問い合わせ先：東近江防火保安協会事務局

住所：〒527-0037 東近江市東今崎町5番33号（東近江行政組合消防本部 総務課内）

電話：0748-22-7607 FAX：0748-22-7608 E-mail：bohokyo@eastomi.or.jp